日本におけるマイノリティ集団間の相克とその超克の方向性

――マイノリティ共感などによる多様性の織りなし――

白石 雅紀・戸田 有一

Inter-minority Conflict in the Japanese Context: Interweaving Diversity through Various Mechanisms

Masanori Shiraishi and Yuichi Toda

要 旨

日本におけるマイノリティ問題は、しょうがいや高齢者など、マイノリティ集団毎に論じられてきた。個人が体感するアイデンティティは単数とは限らない。「しょうがい者」と「女性」など個人内におけるマイノリティの重複、つまり「複合マイノリティ」もあり得る。重複に加え、マイノリティを捉える上で、例えば非イスラーム世界に暮らす同性婚に否定的なムスリムと同性婚を望む同性愛者の間に見られうる対立のような、「マイノリティ集団間の相克:Inter-minority Conflict (以下 IMC)」という事象もある。そして、「複合マイノリティ」は、そのような集団間の関係を個人内に持つことになる。これらマイノリティの複合や相克は、近年新たに生じた事象ではない。これまでそれぞれが個別に扱われてきたために等閑視されていた事象や個人が、マイノリティ問題の把握の仕方が変わってきたために可視化された事象である。本稿では、新たなマイノリティ問題の見方である IMC に焦点を当て、今後より可視化され得る日本における IMC を整理することを目的としている。また、IMC があったとしても、マイノリティ集団間のつながりを織りなす試みについて論点を整理し、今後の研究につながる課題の提案を行う。

キーワード:マイノリティ、マイノリティ集団、相克、共感、IMC (Inter-minority Conflict)

1. 背景と目的

明治政府が、疎外・差別されてきた様々なマイノリティ集団を分類して対策を取り始めて以降、秋富(2018:37)が述べているとおり、日本国内でのマイノリティ問題は、主にしょうがい者、子ども・高齢者、女性などのマイノリティ集団ごとに論じられてきた。だが、Young(1990:47)が「私たちの社会のような、複雑で高度に差異化された社会では、どんな人も集団的アイデンティティを複数もっている」と述べているとおり、個人が体感するアイ

デンティティは単数とは限らない。「しょうがい者」と「女性」など個人内におけるマイノリティの重複、つまり「複合マイノリティ」もあり得る。重複に加え、マイノリティを捉える上で、例えば非イスラーム世界に暮らす同性婚に否定的なムスリムと同性婚を望む同性愛者の間に見られうる対立のような、「マイノリティ集団間の相克:Inter-minority Conflict(以下 IMC)」という事象もある。そして、「複合マイノリティ」は、そのような集団間の関係を個人内に持つことになる。これらマイノリティの複合や相克は、近年新たに生じた事象ではない。これまで

それぞれが個別に扱われてきたために等閑視されていた事象や個人が、マイノリティ問題の把握の仕方が変わってきたために可視化された事象である。本稿では、新たなマイノリティ問題の見方である IMC に焦点を当て、今後より可視化され得る日本における IMC を整理することを目的としている。また、IMC があったとしても、互いのつながりを織りなすための試みについて、論点を整理して提案を行う。

なお、本稿においてマイノリティとは岩間・ユ(2007:25-59)の拡散型マイノリティの概念を基盤とし、「ある社会で暮らすマジョリティと同等に社会生活を営む上で、合理的な配慮・支援を必要とする人びと」(白石・酒井・戸田 2021:80)と定義する。また、相克とは国語的な定義を見ると「精選版日本国語大辞典」では、「対立・矛盾するふたつのものが、互いに相手に剋とうとして争うこと」とある。本稿におけるIMCとはマイノリティ集団間の相克関係、つまり一方を立てれば他方が立たない関係と定義する。

2. 本稿におけるマイノリティ集団について

日本における IMC を整理する上で対象となる、

マイノリティ集団について論ずる。日本における IMC に関する議論は上野が 1995 年に複合差別の一 例として「社会的弱者集団間の関係(相互差別)」 として論じたのが始まりである¹(上野 2015:357-395)。上野は自身の造語である複合差別をもとに マイノリティ集団の関係について次の通りに整理し ている。

- (1) 優位集団 majority と社会的弱者集団 minority との関係 (いわゆる差別)
- (2) 社会的弱者集団間の関係(相互差別)
- (3) 社会的弱者集団内の関係(重層差別・複合 差別)
- (4) 社会的弱者集団に属する個人のアイデンティ ティ複合内部の関係(葛藤)

その上で上野は、マイノリティとして「階級」「性別」「民族」「しょうがい」をとりあげ、その他にも「年齢」と「セクシャリティ」も重要な変数であると論じている。さらに「これらのカテゴリはどれも歴史的なものであり、したがってその重要度もまた歴史的文脈に応じて変化する。たとえば性別という変数が『前景化』してきたのは『階級』という古典的な変数が相対的に重要性を失ったから(もしくは失われた社会で初めて)であり、この変数も

表1 日本政府による主な人権課題

法務省ホームページ:主な人権課題 ⁱⁱ	令和3年度版人権の擁護 ⁱⁱ
・女性	・女性
・子ども	・子ども
・高齢者	・高齢者
・障害のある人	・障害のある人
・同和問題	・部落差別(同和問題)
・アイヌの人びと	・アイヌの人びと
・外国人	・外国人
・HIV 感染者・ハンセン病患者等	・感染症等~HIV/ 肝炎~
・刑を終えて出所した人	・ハンセン病患者・元患者・その家族
・犯罪被害者等	・刑を終えて出所した人
・インターネットによる人権侵害	・犯罪被害者等
・ホームレス	・インターネットによる人権侵害
・性的指向	・北朝鮮当局によって拉致された被害者等
・性同一性障害者	・ホームレス
・北朝鮮によって拉致された被害者等	・性的指向・性自認(性同一性)
・人身取引 (トラフィッキング)	・人身取引(性的サービスや労働の強要等)
	・東日本大震災に起因する人権問題

またやがてほかの変数にとってかわられるかもしれない」(上野 2015:387) としている。

続いてマイノリティ集団について、日本政府による公的な視点から整理を試みる。本稿におけるマイノリティの定義より、マイノリティとは配慮・支援を必要としている人びとである。その背景に、それぞれのマイノリティ集団が、社会生活を営む上での人権上の困難や被害を少なからず経験させられてきた事実がある。様々なマイノリティ集団をどう列挙するのかも難しい課題であるが、ここでは、法務省ホームページに記載されている日本社会における主な人権課題と、法務省人権擁護局が発行している「令和3年度版人権の擁護」を表1にまとめる。

上野の議論と日本政府による人権課題をもとに、

本稿において IMC を整理する上で取り上げるマイノリティ集団とそれぞれの定義は表2の通りである。

本稿では上野の議論、法務省ホームページの「主な人権課題」ならびに「令和3年度版人権の擁護」において言及されていなかった、「宗教」を新たなマイノリティ集団として加えている。理由として、例えば「『食・教育・墓地』が滞日ムスリムの抱える課題」(店田・岡井2015:1-25)とあるとおり、滞日外国籍ムスリムの課題を日本人ムスリムも共有しているからである。つまり「宗教」は本稿で取り上げる「外国籍・民族・人種」とは重ならない場合が想定されるため、本稿においてマイノリティ集団とした。

一方、今回の論文では IMC の整理という初めて

表 2 本稿におけるマイノリティ集団

本稿における マイノリティ 集団名	定義	上野の議論	法務省ホーム ページ「主な人 権課題」	「令和3年度版 人権の擁護」
ジェンダー (女性)	社会的文化的に作られた性差に由来する マイノリティとしての女性	「性別」	「女性」	「女性」
年齢 (こども・高齢者)	年齢に由来するマイノリティ	「年齢」	「子ども・高齢者」	「子ども・高齢者」
しょうがい者・ 病者	自身のしょうがいや病気に由来する マイノリティ	「障害」	「障害のある人」 「HIV 感染者・ハ ンセン病患者等」	「障害のある人」 「感染症等〜HIV/ 肝炎〜」 「ハンセン病患 者・元患者」
SOGIマイノリティ	社会によって一般的とされてきた画一的男性像・女性像から外れる、SOGIESC(①性的指向(Sexual Orientation)、②性自認(Gender Identity)、③性別表現(Gender Expression)、④生まれついた身体の性(Sex Orientation もしくは Sex Characteristics))に由来するマイノリティ	「セクシャリティ」	「性的指向」「性同一性障害者」	「性的指向・性自 認(性同一性)」
部落差別 (社会階級)	被差別部落につながることに由来する マイノリティ	「階級」 (部落差別を含む)	「同和問題」	「部落差別 (同和問題)」
外国籍・民族・人種	アイヌなどの少数民族やミックスを含む外国と のつながりに由来するマイノリティ	「民族」	「アイヌの人び と」「外国人」	「アイヌの人び と」「外国人」
宗教 (ユダヤ・キリスト ・イスラーム各派)	ユダヤ・キリスト・イスラーム各派につながる ことに由来するマイノリティ(アジア・日本発 の仏教、神道、儒教、新宗教、新々宗教はこ こでは含めない)	_	_	_

の試みを行う上で、対象とするマイノリティを限定 せざるを得なかった。今回取り上げられなかった マイノリティivについては、今後の課題としたい。

表2の通り、本稿にて取り上げるマイノリティ集 団の定義づけを行ったが、Butler (1990:20) が「カ テゴリとは本質的に不完全なものだと仮定すること によってのみ、そのカテゴリをさまざまな意味が競 合する永遠に使用可能な場として機能させること ができる」と述べているとおり、カテゴリとは本質 的に不完全なものである。同様に、相克もまた、 本質的には不完全なものである。明確な相克あり と本稿にて規定していても、相克に当てはまらない 当事者も存在する。さらには同性婚に否定的な側 面もある宗教において同性婚を自ら選んでいる個 人^vなど、集団間の相克関係を個人内に持つ場合も ある。また、本稿において相克関係であるとしてい ても、IMC においては必ずしもマイノリティ同士の パワーバランスが対等ではない場合もある。なぜ なら「社会的不平等は、女性、こども、有色の人 びと、障害者、トランスジェンダーの人びと、非正 規移民、そして先住民族に対して、平等に降りか かってくるわけではない(原文: does not fall equally)」(Hill Collins & Bilge 2020:19)からである。マイノリティ集団の議論と同様に、相克の議論も、あらゆる事例に当てはまるものではない不完全さを前提として、日本における IMC に関して、紙幅が許し、著者らの知見が及ぶ範囲での整理を行う。

3. 日本のおける IMC の整理

先行研究をもとに、日本におけるIMCを、表3に提示する範囲で整理した。なお、マイノリティ集団については日本の事情を反映させているが、実際の相克については、日本ではまだ明確な社会問題として認識されていない場合も多く、日本の実情を反映させているとは限らない。よって研究や事例は、部分的に海外の事例等から引用している。ただし、表中で「明確な相克あり」としている事象は、日本社会においても近いうちに表面化する可能性がある。

続いて表3において「★明確な相克あり」としている各相克について検討する。

	ジェンダー(女性)	年齢(こども・高齢者)	しょうがい者・病者	SOGIマイノリティ	部落差別(社会階級)	外国籍・民族・人種	ト・イスラーム各派)
ジェンダー (女性)		A	*	**	_	_	*
年齢 (こども・高齢者)	•		_	_	_	_	_
しょうがい者・病者	*			_	_	_	_
SOGI マイノリティ	**	_	_		_	_	*
部落差別 (社会階級)	•	_	_	_		_	_
外国籍・民族・人種	A	_	_	_	_		_
宗教 (ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)	*	_		*		_	

★・・・・明確な相克あり

▲・・・・明確な相克ではないが、類似の相対あり

一・・・・現時点で把握できていないが、今後表面化する可能性あり"

(1) ジェンダー (女性) としょうがい者・病者の 相克

様々な IMC として、まず女性の権利としての選 択的人工妊娠中絶としょうがい者の生きる権利の 相克に着目するvi。日本において、女性の権利とし ての選択的人工妊娠中絶としょうがい者の生きる 権利との相克が表面化したのは 1972 年に優生保護 法改定案が上程されたときである(立岩 2019)。当 時の経緯を大まかに述べると、優生保護法を改定 し人工妊娠中絶を規制する動きがあったこと対し て、女性解放(ウィメンズ・リベレーション)運動 (以下ウーマンリブ) の立場から人工妊娠中絶の規 制に反対する声があがった。ウーマンリブ側は「産 む、産まないは女性が決める」といったスローガン を掲げ、優生保護法改定案を「中絶禁止法」と呼 び、反対活動を行った。その一方、脳性まひ当事 者団体「青い芝の会」から、しょうがいのある胎 児を中絶することも「女性が決める」ことに含まれ るのかとの批判があがった。もともと 1970 年に介 護を苦にし、母親が重度心身障害児の我が子を絞 殺する事件において、マスコミが母親を擁護する 記事を掲載したことなどに対し、「障害者が殺され るのが当然であり、救わなければならないのは母 親のほうなのだとする健全者社会のありかた」(横 田 2016:42) を問うてきた当事者からは優生保護法 改定におけるウーマンリブの中絶規制反対運動は 見過ごせる主張ではなかったからである。もっとも ウーマンリブ側も「『産む、産まないは女性が決め る』というスローガンで表現しようとしたのは『国 は女に対し、産めとか産むなとか管理するな』とい うことであった」(荻野 2014:116) のであり、人工 妊娠中絶を優生思想の立場から選択的に行うこと までは想定していなかった。ウーマンリブ側は当事 者団体の批判をうけ、優生保護法改定案を「中絶 禁止法」と表現することを止め、胎児条項の撤廃 vii をめざすことで両者は一定の合意を得て、当時の 優生保護法改定は阻止された。

だが、しょうがい者・病者の生きる権利と「『中 絶の自由』は、自明のものでも所与のものでもない。 闘いとり、そして守らなければならないものである」 (上野 2015:229) とする女性の権利としての人工妊娠中絶の相克は、その後も 1980 年代の優生保護法改定案の議論や生殖医療の進歩によって新たな出生前診断技術が普及したときなど、その都度論争となっていた。特に近年の新型出生前診断 (Non-Invasive Prenatal genetic Testing (略称: NIPT)) の普及により改めて表面化しつつある事象^{viii}である。

(2) ジェンダー(女性)と SOGI マイノリティの相克

続いて、女性の地位向上を目指す活動と、性別 を男女で分けないことを目指す活動の相克に着目 する。

世界経済フォーラムの「The Global Gender Gap Report 2021^{ix}」によると 2021 年の日本のジェンダーギャップ指数の総合スコアは 0.656、順位は 156 カ国中 120 位となっており、先進国の中でも最低レベルである。アジア諸国の中でも韓国や中国、さらには ASEAN 諸国よりも低い結果となっている。

ベティ・フリーダンの『新しい女性の創造』の日 本語訳が出版された1965年以降、日本においても 女性解放をめざす運動であるウーマンリブが盛ん になった。1988 年にベストセラーとなった『女遊 び』の著者である上野千鶴子や、1990年代にテレ ビで人気者になり参議院議員になるほどの支持を 集めた田嶋陽子など、多くの研究者が日本女性の 現状と課題について、家父長制への批判など幾多 の視点から数多くの発信を行ってきた。にもかかわ らず 2021 年現在、諸外国よりも低いジェンダー ギャップ指数は「今の日本は、政治や経済の重要 事項を男性が決定し、女性がそれに従って生活す る『家父長制』が成立しているといえる」(中村 2021:175) との指摘のとおり、未だに日本の女性の 位置づけは、マイノリティとしての不遇を強いられ たものであることを示している。

一方、世界を見るとジェンダー(性別)を男女で分けないことを目指すクィア化の流れが始まっている。1991 年にクィア理論を持ち込んだ Teresa de

Lauretis の 論 文、『Queer Theory: Lesbian And Gay Sexualities An Introduction』や、ジェンダーという概念の基盤にセックスを置くことを否定した Butler の『ジェンダー・トラブル』(1990)を始め、クィア理論に関しては数多くの研究が行われ、蓄積が進んでいる。クィア理論の研究が進む中で、Ekins & King(2006:20-21)が著書『The Transgender Phenomenon』で言及しているとおり、トランスジェンダーの視点からジェンダーの絶対性をクィア化するアプローチが現れ始めている。

ジェンダーを男女で分けないクィア化とはどのよ うなことなのか。例えば、「日本人女性労働者の就 労上の悩みとして月経に関する悩みが65%あり、 特に20代から40代の者に限ると約8割が就労上 困難を感じると回答していた」とする佐々木・津野 等(2021:287-288)の研究がある。クィア化の視点 からこの研究を捉えると、そもそも月経は女性労働 者の問題と規定して良いのかという疑義が生じる。 なぜなら、性自認は女性であるが、身体は男性で ある SOGI マイノリティ女性には月経は起こらない。 さらに、性自認が男性で、身体は女性である SOGI マイノリティ男性は男性ではあるが月経は起こる場 合もある。つまりクィア化の視点において月経は女 性の就労上の問題とは捉えられず、People who Menstruate (生理のある人) の就労上の問題と捉え 直すことになる。以前の社会状況と比較すると、ト ランスジェンダーなどの SOGI マイノリティの可視 化がより進んだ結果、かつて「女性の問題」とさ れてきた問題が解決されないまま「女性の問題」 と限定できなくなっている。では、就労上の悩みと しての月経を「女性の問題」ではなく、「生理のあ る人の問題」として、個別の問題と捉えるべきなの か。前述の通り、現在の日本社会は男性が規範と なっている社会であり、女性はマイノリティである。 その現実を無視してクィア化をすすめ、女性の問 題を個別の問題として捉えてしまうと、現存する女 性問題の不可視化に繋がる可能性がある。ここに、 ジェンダーの立場から女性の地位向上を目指す活 動と、SOGIマイノリティの立場からクィア化を目 指す活動の相克が、「同時に両立しにくさ」として 表出される。

(3) ジェンダー (女性) と宗教 (ユダヤ・キリスト・イスラーム各派) の相克

ジェンダーと宗教は「宗教とフェミニズムもお互いを否定し合う共存不可能な気まずい関係にある、とみなされてきた」(川橋 2016:27) 現状がある。「多くの場合、宗教が思想、制度両面で女性を拘束し抑圧するように見えるために、宗教の主題はジェンダーフェミニズム研究において軽視され、宗教研究とジェンダー研究とを接合させる試みは二律背反であるとさえ言われてきた」(川橋・黒木2004:17)。その一方、宗教研究の立場からも、「宗教研究もジェンダー研究に強い抵抗感を抱いてきた」(川橋 2016:5) 経緯がある。

本稿におけるマイノリティ集団である宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)における、女性軽視の歴史について、中村(2021:24-25)は次のように述べている。

「『創世記』の解釈から、キリスト教における女性差別の教えが導き出されました。第一に、神は男性を創った後『男性を助ける者として』、男性の助骨から女性とを創ったと書かれていることから、創造の始めから女性は男性の支配下にいるべき者とされたという解釈が出てきます。(略)第二に、人間が楽園を追放されるもとになった神の命令に対する違反を主導したのは女性でした。(略)それゆえ女性は同等的に劣る存在であって誘惑されやすいので、男性が支配下に置き、押さえつけなければならないと教えられるようになりました」。

その中でも特に、ジェンダー(女性)と宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)で明確な相克と捉えられる事象として、人工妊娠中絶の是非を問う論争がある。プロライフ - プロチョイス論争と呼ばれているこの論争は、「胎児の創造は神の業であることから、人工妊娠中絶は人殺しであるとして、

人工妊娠中絶の完全禁止を訴えるプロライフ派と 人工妊娠中絶は女性の権利と捉えるプロチョイス 派の論争」(田島 2006:19-25)であり、宗教的信念 に基づき、人工妊娠中絶は絶対に認められないと する立場と、女性の権利として人工妊娠中絶を許 容する立場との相克である。なお、日本において も、宗教的信念から人工妊娠中絶の禁止を求める 運動は、前述の1972年の優生保護法改定の動きが あった時に宗教団体である「生長の家」より出さ れたが、本論文では詳しくは取り上げない。ジェン ダー(女性)と宗教(ユダヤ・キリスト・イスラー ム各派)の相克は、日本においては一般的である とは言えないが、今後は顕在化する可能性がある。

(4) SOGI マイノリティと宗教 (ユダヤ・キリスト・イスラーム各派) の相克:宗教的信念 に基づくホモフォビア

ジェンダー(女性)と宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)の関係と同様に、SOGIマイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)にも相克の歴史的経緯がある。「ヘブライ語聖書を共通の経典としてもつユダヤ教・キリスト教・イスラームはその記述を源として、長い間同性愛者への迫害を行ってきた」(Fone 2000:8)と指摘される。宗教的信念を基とした同性愛者への迫害を乗り越え、現在では同性婚を合法としている国がある一方、未だに同性愛を違法としている国がある一方、未だに同性愛を違法としている国もある*。「同性愛はアラブ・イスラーム世界ではセンシティブな話題であり、ハラーム(禁忌)としばしばみなされる」(Wester 2017:1)とあるとおり、特にイスラーム諸国では同性愛は違法であることも未だに多い。

宗教的信念にはホモフォビア(同性愛嫌悪)が 含まれている場合があることに対し、この相克の 克服に真っ向から取り組んでいる「クィア神学」と いうアプローチも存在する。「『クィア神学』とは 1980年大以降のクィア・アクティビズムやクィア 理論の発展の一部に位置づけられるものであり、 『クィア』な視点を(その多義牲も含めて)キリス ト教神学の枠組みに取り入れようとする試みと定義 できる」工藤(2022:27)。クィア神学のアプローチが成り立つためには、キリスト教やイスラームにおいて神の言葉の解釈は宗派・個人によって異なるという前提が必要になる。つまり、個々の宗教的信念の解釈に他人が介入することはできないのである。しかし、だからこその帰結として、新たな教義解釈が提起されたとしても、宗教的信念に基づくホモフォビアは一部の信者には許容され、そのため SOGI マイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)の間に相克がうまれるケースが生じることとなる。

日本国内で SOGI マイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)の相克が顕在化した事例としては、1998 年に日本基督教団内にて、教師(牧師)として同性愛者を承認する経緯において「聖書を持ち出して同性愛者を断罪する」(小林2021:16-30)行為が行われたことがあげられる**。現在では「この『差別事件』は、日本のキリスト教界において、はじめて公的に起こったものであった」(堀江2006:199)と位置づけられている。相克が顕在化して以降、日本においてもクィア神学の立場から、SOGI マイノリティと宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)をつなぐ試みが行われている(堀江2006,小林2021,工藤2022 など)。

ここまで、日本における IMC を整理して概観してきたが、続いてマイノリティ集団間のつながりを織りなす試みについて、論点を整理して提案を行う。

4. マイノリティ集団間のつながりのために:アイデンティティポリティックス、 不安定性、文化、共感

本節では各マイノリティ集団間のつながりを「織りなす」ための検討を行う。つながりを「織りなす」と表したのは、集団間の相克が決定的な断絶や深刻な対立にならないための、各集団の共存が可能になるための「多様な」試みが相互に補完しあい、各マイノリティ集団間のつながりを全体的に織りなしていく未来像をイメージしているためである。ま

た、類似の用語として「構築」があるが、つみあげていく硬いイメージのある「構築」ではなく、本稿では柔らかく紡ぐことで生成する「織りなす」を用いるxii。つながりを織りなす多様な試みとして、アイデンティティポリティックスと、共有の観点から不安定性、文化、そして織りなす際の情動的契機としてのマイノリティ共感をとりあげる。

(1) アイデンティティポリティックス

まず、各マイノリティ集団のアイデンティティの 観点からマイノリティ集団間のつながりを織りなす 試みの検討を行う。マイノリティ集団について焦点 を当てる手法の一つとして、アイデンティティポリ ティックス(以下 IP)がある。Kenny(2005:3)が 述べているように、IP は隠蔽され抑圧され、無視 されてきた多様な集合的アイデンティティにもとづ いた、新たな種類の社会運動の登場に光を当てる ために用いられてきた。そして IP は Fukuyama (2018:115)が述べているとおり、具体的な公共政 策を改善させてそれらの集団に恩恵をもたらし、文 化的規範にも望ましい変化をもたらした。

一方で「重要なことは、抑圧された集団が苦し んでいる不利益のいくつかは、その集団の固有性 を積極的に承認しなければ、政策的に救済できな いという点である」(Young 1990:173)とあるとおり、 IP は政治目標の達成を目指すその性質上、集団の 固有性(あるいは均一性)を積極的に承認するこ と、すなわち対象となる集団の均一的な定義を明 確にすることが求められてきた。しかし集団の均一 的な定義を明確にすることは、集団に所属する個 人のアイデンティティが均一ではないことから困難 を伴う。結果として「IP はグループ内の違いを頻 繁に混合したり、無視したりしてきた」(Crenshaw 1991:1242) と言われている。IP がグループ集団に 所属する個人を均一アイデンティティの保持者と 定義(規定)する際には、マイノリティ個々人の交 差性、複合性は無視されてきたと認識せざるをえ ない。

実際には、マイノリティ集団内の個々人のアイデ

ンティティは均一ではない。「きわめて当たり前のことだが、女性がみな同じ一つの何かを共有しているわけではない」(清水 2021:150)と言明されるように、同じマイノリティ集団内にあっても、個々人のマイノリティとしての経験や感じる抑圧は異なる。さらに「アイデンティティがひとまとまりの固定した属性や、内的自我という不変の本質などではなく、継続して変化しながら位置づけるプロセスだと理解するようになった。(中略)アイデンティティは、つねに決して完成することのない、生成の過程なのだ。特異であり完成され、仕上がった存在の様態というよりも、さまざまに変化する自己同一化のプロセスなのだ」(Hall 2018:16)とあるとおり、個人のアイデンティティでさえもプロセスであり変容する性質をもっている。

以上の通り、マイノリティ集団内の個々人のアイ デンティティは均一ではないことと、アイデンティ ティは個人内にて変容することを認識した上で論 を進めたい。では、各個人のアイデンティティは不 均一で不安定であるがゆえに、マイノリティ集団間 のつながりを織りなす試みにはなり得ないのか。こ の点について、クィア神学の立場から工藤が行っ ている考察は参考になる。工藤はクィア神学の先 行研究より「性をめぐるアイデンティティ・カテゴ リーが決して本質的なもの・固定されたものではな く、社会的に構築されてきたものであり、また流動 性を持ったものである」ことを前提としながらも、 アイデンティティを完全に不安定化することには次 の危惧を抱いている。「社会全体においてはまだ性 をめぐる差別構造やその力学が広く認識されてい るとはいいがたく、そのような中でこうしたカテゴ リー自体の無価値性や『非究極性』ばかりを強調 することは、かえってそうした権力構造を覆い隠す 方向に左右してしまうのではないかと危惧する」工 藤(2022:278)。この工藤の危惧するところは、本 稿の「3.2 ジェンダー(女性)と SOGI マイノリティ の相克」においてもとりあげた「現存する問題の 不可視化につながる」リスクと重なる。ここで、IP は「黒人、女性、同性愛者を政治的争点に押し上

げるという点で特に成功している」(Procter 2004:118) という歴史的経緯があることを改めて確認したい。本稿においても「あくまで暫定的にアイデンティティ・カテゴリーを用いつつ、しかし自らそのカテゴリーの前提を暴露しそれを無効にしていくような動きが必要とされているのではないか」(工藤 2022:279) とする工藤のダイナミックな問いかけを共有した上で、IPを、マイノリティ集団間のつながりを織りなす多様な試みの一つととらえたい。

(2) 共有:基準となる共通の構造について

先述の工藤(2022:279)は、SOGIマイノリティと宗教の相克の克服に取り組むクィア神学の試みのなかに「性的アイデンティティと宗教的アイデンティティのいずれをも土台としない連帯の探求が含まれていることは重要である」と述べている。本稿においてもアイデンティティのみを土台としない、マイノリティ集団間のつながりを織りなす試みについて検討を行う。たとえば、しょうがいに対するフェミニスト現象学的アプローチの観点からは、次のような指摘がある。

「私たちは日常生活の多様な事象に関係し、多様 な活動に従事している。その際、私たちは独自の 経験をもち、特有の世界を生きている。これらの 経験や世界はそれぞれ特有のものであるが、お互 いにまったく理解し合えないものではない。私たち が男性的・健常者的な生を営んでいるときには、 それぞれの経験はすでに記述されており、一定の 共通の構造を持ち合わせている。それは、そのよ うな共通の構造を基準として相互にコミュニケー ションをし合うことによって、互いの経験をある程 度理解し合うことが出来るからである。だが、月経 や妊娠・出産などを経験する女性や障害者や患者 になると、その経験のあり方は大きく変化し、私た ちが生きる世界のあり方もまた大きく変容する。女 性や障害者の経験や世界は、男性や健常者の経験 や世界とは異なっており、両者の間には相互に理 解し合うための共通の基準が少ないため、女性や 障害者の経験を理解することには困難がつきまと う」(稲原 2020:160)。

各マイノリティ集団 (さらには集団内の個々人) は、各集団(あるいは各個人)が特有の異なる経 験をしているため、互いを理解することには困難が つきまとう。では、そのような各マイノリティ集団 (や個々人) をつなぐ「基準となる共通の構造」は あるのだろうか。この問いかけへの回答のひとつと して、Young は、個人の中には複数のアイデンティ ティがあることを前提に、潜在的に共有している側 面を意識することで、互いの差異を認識しつつも、 親近感を生みだすことができると述べている。「異 なる集団は、常にある面では類似しており、属性 や経験や目標のいくつかを潜在的には常に共有し ているのである。(中略) 差異とアイデンティティ 双方の意味を文脈化すると、『親近性に基づく集団』 内の差異も認識できるようになる。私たちの複雑な 多元社会では、あらゆる社会集団がそれぞれを横 断する集団的差異を包含しており、それが知恵、 興奮、紛争、抑圧の潜在的な源泉となっている。 たとえばゲイには、黒人も、金持ちも、ホームレス も、高齢者もいるだろう。そして、こうした差異が、 ゲイ同士の異なる自己同一化や潜在的な対立を引 き起こすとともに、異性愛者との親近感も生み出す のである」(Young 1990:172)。Young の指摘する 「共有している側面」を各マイノリティ集団間のつ ながりを織りなすための「基準となる共通の構造」 ととらえ、「共有している側面」として「不安定性」 と「ディアスポラ・アイデンティティと文化」を簡 潔に論じる。その後、つながりを織りなす際の情動 的契機としてのマイノリティ共感をとりあげる。

(3) 不安定性

Butler は、ジェンダーマイノリティやセクシャルマイノリティと、一般的な不安定な住民と結びつけるつながり(coalition)の枠組みとして「不安定性(プレカリティ)」という概念を提唱している。「不

安定性は女性、クィア、トランスジェンダーの人々、 貧者、身体障害者、無国籍者、また宗教的、人種 的マイノリティを集合させる概念である。それは社 会的、経済的条件であるが、アイデンティティでは ない(実際、不安定性はこれらのカテゴリを横断 し、互いが帰属していることを認めていない人々の 間に潜在的な連携を生み出す)」(Butler 2015:58)。 多くの住民は、特定のマイノリティの当事者ではな いかもしれない。ただ、マイノリティ当事者が直面 している「不安定性」は誰もが共有している。「不 安定性」とは、日常生活において、適切な保護や 救済がなければ、住民が直面するであろう病気、 貧困、飢餓、暴力などに対するリスクのことであ る。人はマイノリティ当事者であろうと、そうでな かろうと、日常における「不安定性」を共有してい る。マイノリティと一般的な住民との間のつながり のみならず、Butler の不安定性は、各個人の人生 の時間軸を持ち込むことで、マイノリティ集団間の つながりを織りなす試みになり得る。ただし、特定 の時点にたった場合には、そこに分断と不平等が 存在することも認めなくてはならないだろう。

(4) カルチュラル・スタディーズにおけるディ アスポラ・アイデンティティと文化

カルチュラル・スタディーズ(主にスチュアート・ホールとポール・ギルロイによる)では、共に同じ社会で暮らしている人が共有する「文化」を軸に、個々人の差異をディアスポラ・アイデンティティとして捉え直すことを提唱している。ディアスポラとは、もともとイスラエルより世界各地に離散したユダヤ人に対して用いられた用語であるが、カルチュラル・スタディーズの創始者である Hall によって新たに意味づけされた。Hall によるディアスポラ・アイデンティティでは、個人は複数の文化・アイデンティティを所持している主体であり、文化・アイデンティティは常に変容している過程にあると捉えている(Hall 2017)xiii。そこでは多様な個人をディアスポラ・アイデンティティの主体と捉え直すことにより、マイノリティ集団の境界は消去

される。その上で「文化の消費が発生する空間は、 ジェンダー、年齢、階級、地域性にもとづいて生 きられ、形成された関係によって人種をめぐる政治 が消去されうる、あるいは消失しうる場所をもたら しているのだ、という考え方についても考察され る」(Gilroy 1987:210-211) とあるとおり文化を共 有する空間においても、互いの差異は消去されう る。具体的な事例として、日本におけるプライドパ レードがあげられる。1994年に東京にて日本初の プライドパレードが開催されて以降、日本でも各地 でプライドパレードが開催されている。その中でも 最大規模の東京レインボープライドではパレードの みならずライブフェスティバルxivも行われている。 プライドパレードでは文化を共有することで、参加 者の SOGI に基づく差異を消去し、参加者誰もが SOGIマイノリティ問題を「私たちの問題」として 表明できる場となっている。よって、多様な個人を ディアスポラ・アイデンティティの主体と捉え直 し、互いに文化を共有することはマイノリティ集団 間のつながりを織りなす試みとなる。

(5) 織りなす際の情動的契機としてのマイノリティ共感

ここまで述べたように、マイノリティ集団間や個人間の差異を豊かな多様性へと織りなしていくことは、可能性としてはありうるものの、「常に起こる」ものではない。アイデンティティの均一性と多様性の流動や、不安定性や差異の消去への流動という、リスクを予期しつつも変わろうとする動きには、なんらかの契機が必要となる。その契機としては、トラブルを回避したい、あるいは利益を得たい、という動機も考えられる。他にも多様な契機があり得るが、そのひとつの情動的な契機として、最近提起されたマイノリティ共感に触れておきたい。

葛西は、SOGIマイノリティに肯定的で Ally として活動している人へのインタビュー(葛西・小渡2018)の分析に基づき、マイノリティ集団をつなぐ「マイノリティ共感」が成り立つ可能性を論じ、「『マイノリティ共感』は、自分自身のマイノリティ

としての経験から、他のマイノリティの立場や経験 に共感をしめすものである」(葛西 2019:139) とし ている。本稿でとりあげたマイノリティ集団はマイ ノリティであるが故に、様々な差別や偏見、抑圧を 経験している。個々人が経験する差別や偏見の出 来事はそれぞれ異なるものの、その時に抱いた感 情体験は共通すると推察できる。つまり、マイノリ ティ当事者が被差別体験時に抱く感情は、互いに 類推可能であり、また、直感的に共感できるので はないかというのが、葛西の示唆する可能性であ る。「過去に逆境を経験することは思いやりを感じ る傾向と関連しており、逆境が共感性を高めること と関連していると考えられる」(Lim & Desteno 2016:6-7) という指摘もあるとおり、逆境、すなわ ちマイノリティ個々人が経験してきた被差別体験 やいじめられた経験は、互いへの共感性を喚起す ることにつながる。

ただし、この共感の機能については限界を指摘 する見解もある。Bloom は「『他者が感じていると 思しきことを自分でも感じること』、すなわち『他 者の経験を経験する』という意味での共感」(Bloom 2016:3) について、愚かな判断を導き、無関心や残 虐な行為を動機づけることも多いため道徳的指針 としては不適切であると著書『Against Empathy』 (2016) において論じている。なぜなら共感はス ポットライト的であり、光が当たる対象には共感す るが、光の当たらない暗闇部分を敵だと認識して しまう恐れがあるからであると述べている。Bloom の論が正しければ、共感を用いてつながりを織り なそうとすると、互いに共感できなかった場合、逆 に互いを敵であると認識する恐れがあることにな る。共感の範囲について Bloom は次の通り述べて いる。「共感は照らし出すべき特定の空間を選び出 し、残りの空間を暗がりのままにしておく。その焦 点は狭い。何が見えるかは、スポットライトを用い てあなたがどこを照射しようとしたかに依存し、そ のためにそれはあなたのもつバイアスが反映され る」(Bloom 2016:86)。Bloom は共感を抱くスポッ トライトの当たる範囲には個人のバイアスが反映さ

れるとしているが、Zaki (2019:36-37) は Bloom の 論について、共感はその出来事に反応するわけで はなく、自分がその出来事を「どう解釈したか」に よって変わってくる、つまり考え方を変えさえすれ ば気持ちを変えることができるはずではないかと述 べている。一時的に共感の範囲は狭かったとして も、自身の考え方さえ変えれば、共感の範囲(ス ポットライトの当たる場所)を広げることは可能で あることを Zaki は示唆している。また、共感性の 研究の古典ともいえる研究において、Hoffman は、 multiple empathizing という概念を提案している。こ れはまさに、共感がスポットライト的に機能するの ではなく、多方面に機能する可能性を示す用語で ある。Hoffman (2000:294) は、人は自分と同じ好 み、態度、興味、人生の目標、慢性的な心配事な どをもっていると思われる人に共感し、助けるとい う研究結果をもとに、この類似性バイアスを重要な ライフイベントに対する感情的な反応に関して、汎 人類的 (pan-human) な一体感を生み出すために 「採用 (recruited)」できることは明らかなようだと 述べている。

また Hoffman は次の通りにも述べている。「私が 提案していることは共感バイアスを親族に対する 共感と、見知らぬ人に対する共感のギャップを縮 小する方法として利用することである。さらに重要 なのは、苦痛を感じている見知らぬ人に対して否 定的な見方をする一部の人びとの傾向を減らすこ とであり、伝統的な民族的対立などから派生する 他の集団に対するステレオタイプ、敵意、憎悪を 減らすことである。Multiple empathizing の訓練は、 見知らぬ人よりも親族に共感するという人間の自然 な性向に負けることなく、むしろそれを活かすこと ができるかもしれないのである」(Hoffman 2000:297)。当初は個人と個人の局所的な共感で あっても、それが広がることによって、Bloom が論 じている共感の限界を考慮しても、共感はマイノリ ティ同士のつながりを織りなす契機となりうると、 筆者らは考える。

5. 今後の課題

本稿ではマイノリティ問題の把握の仕方が変わってきたために可視化された事象である IMC に焦点を当て、いくつかの相克課題を俯瞰的にみることで整理を試みた。ただ、本稿で取り上げた相克課題やマイノリティ集団については、そもそも様々な立場の者による共通理解は成り立ちにくい。それは、議論の際に漏れている事象があることや、常に変化する社会や個人に応じて、その都度、再定義され続けるからである。

本稿においては、少なくともマイノリティ集団間には相克課題が様々にあり得るということは示せたのではないか。以下に、本稿の結びとして今後の課題を述べる。

(1) 本稿で取り上げなかったマイノリティと相 克について

IMCの整理という初めての試みを行う上で、マイノリティに該当する対象を限定せざるを得なかった。そのため、本稿では取り上げなかったマイノリティが数多く残っている。少なくとも、法務省のホームページ並びに令和3年度版人権の擁護において言及されているマイノリティである「刑を終えて出所した人」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮によって拉致された被害者等」「人身取引」「東日本大震災に起因する人権問題」については今後の課題としたい。また、この他にも不可視化されているマイノリティが存在しており、今回とりあげた4種類のIMC以外のIMCもあり得る。それらのマイノリティやIMCも含めて、日本社会におけるIMCをより精査・再検討していく必要がある。

(2) 相克が生じる事由について

続いての課題として相克が生じる事由の整理についてとりあげる。本稿にてとりあげた IMC において、相克が生じる事由を暫定的に表 4 の通りに整理した。

表 4 相克の種類

IMC	左記の相克の生じる 事由
・「ジェンダー(女性)と SOGI マイノリティの相克」・「ジェンダー(女性)としょうがい者・病者の相克」	①資源制約と社会シス テムに起因(もしく は依存)する相克
・「ジェンダー(女性)と宗教 (ユダヤ・キリスト・イスラー ム各派)の相克」・「SOGIマイノリティと宗教 (ユダヤ・キリスト・イスラー ム各派)の相克」	②宗教的な信念がかか わる相克

さらに本稿では紙面の事情により取り上げなかったがマイノリティ集団間の関係において「ジェンダー(女性)と年齢(子ども・高齢者)」「ジェンダー(女性)と部落差別(社会階級)」「年齢(子ども・高齢者)と SOGI マイノリティ」「年齢(子ども・高齢者)と外国籍・民族・人種」「ジェンダー(女性)と SOGI マイノリティ」「しょうがい者・病者と SOGI マイノリティ」の間に相克に類似する相対がある(表 3「マイノリティ集団間の相克表」▲参照)。これら相対が生じる事由毎に整理すると表 5 の通りとなる。

表 5 相克に類似する相対の種類

マイノリティ集団間の相対	左記の相対が生じる事由
 ・「ジェンダー(女性)と年齢(子ども・高齢者)」 ・「年齢(こども・高齢者)とSOGIマイノリティ」 ・「年齢(子ども・高齢者)と外国籍・民族・人種」 	③マイノリティに対する差別が、世代によって強く表出される相対
・「ジェンダー(女性)と 部落差別(社会階級)」・「ジェンダー(女性)と SOGIマイノリティ」・「しょうがい者・病者と SOGIマイノリティ」	④自身の被抑圧体験から他 のマイノリティを差別す る相対

相克と、類似する相対が生じる事由について、 暫定的に整理してみたが、この整理に関する批判 的な検討が今後必要である。本稿で取り上げられ なかったマイノリティ集団や IMC、さらには今後 新たに顕在化する IMC を考慮することによって、 相克が生じる事由をより具体的に整理することが 可能になるであろう。単一の IMC 内においても相 克が生じる事由は多様な要因が絡まり合っている ことが想定できる。相克が生じる理由を整理し、 マイノリティ集団間のつながりを織りなす際の隔て を丁寧に検討していくことが必要である。この点に ついても今後の課題としたい。

(3) つながりを織りなす試みについて

本稿では先行研究を参照しながら IMC の整理を 行い、マイノリティ集団間のつながりを「織りなす」 多様な試みとして、アイデンティティポリティック スと、共有の観点から不安定性、文化、そして織 りなす際の情動的契機としてのマイノリティ共感を とりあげた。つながりを織りなす試みは一様ではな い。現実として、IMC 当事者は相克を抱えながら 生きている。つまり、何かしらの形で当事者自身の 中で折り合いをつけることで、マイノリティの複雑 な重なりを生き、他者との多様なつながりの折り合 いをつけている。IMC 当事者それぞれが行ってい る、その折り合いのつけ方は、個々人によって異な ることが想定できる。折り合いの付け方をより明確 に表現し、言語化するためには、IMC 当事者との 対話的なインタビューが必要であろう。マイノリ ティ集団間のつながりの織りなし方を具体的に検討 するために、今後、様々な IMC 当事者へのインタ ビュー調査を行い、当事者の語りから相克の実際 とそれぞれの折り合いの付け方を探っていきたい。 その上で、今回提示した織りなす試みについても、 改めて検討したい。

本稿では、可能な範囲でIMCとマイノリティ集団間のつながりを織りなす試みについて整理を行った。本稿の議論が今後、多くの研究者による批判的な検討・考察の一助となることを願っている。

注

- i 上野は「社会的弱者集団間の関係を相互差別」と整理しているが、本稿においては、上野の「社会的弱者集団間」を「マイノリティ間」、「相互差別」を「相克」に包摂される事象として整理する。「相互差別」ではなく、「相克」を用いるのは「相互差別」という枠組みでは捉えきれない事象があるからである。例えば本稿におけるマイノリティ集団である宗教(ユダヤ・キリスト・イスラーム各派)における、宗教上の信念による同性愛者・同性婚への嫌悪がある。これは宗教上の信念による嫌悪であり、社会構造上の差別(例えば社会的文化的に作られた性差を事由とするジェンダー(女性)に対する差別)とは異なり、社会構造の変革のみでは解決できない事由を含んでいる。よって、本稿においては「相互差別」ではなく「相克」という用語を用いる。
- ii https://www.moj.go.jp/JINKEN/kadai.html (2022 年 2 月 12 日閲覧)
- iii https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html (2022 年 2 月 12 日閲覧)
- iv 法務省のホームページ並びに令和3年度版人権の擁 護において言及されているマイノリティのうち、「刑 を終えて出所した人」「インターネットによる人権侵 害」「北朝鮮によって拉致された被害者等」「人身取 引」「東日本大震災に起因する人権問題」のマイノリ ティは相克の議論に踏み込むための前提である研究 の蓄積が不十分(論文検索サイト、Cinii での検索結 果は次の通り。刑を終えて出所した人1件。インター ネットによる人権侵害9件。北朝鮮当局によって拉致 された被害者等 4 件。人身取引 331 件 (海外の研究 を含む)。東日本大震災に起因する人権問題0件。 (2022年5月20日検索)) であるため本稿においては 含めない。なお、「東日本大震災に起因する人権問題」 のキーワードでの Cinii 検索結果は 0 件であったが、 「東日本大震災 人権」で検索をかけた場合 132 件が ヒットした (2022年5月20日検索)。このように、検 索をかける用語によって検索結果数は異なるため、 今回の Cinii 検索結果のみをもって研究の蓄積が不十 分であるとは言い切れない。この点も今後の課題と する。また、「ホームレス」については厚生労働省の 「ホームレスの実体に関する全国調査」より 2001 年の 24,090人に対し2021年の3,824人と過去20年で 数が大きく減少していることに加え、配慮・支援を受 けてマイノリティから脱却することが他の境界と比べ 容易であることから今回は含めない。「犯罪被害者等」 については日常生活において配慮・支援が必要であ るマイノリティではあるが、今後の課題とし今回は含 めない。
- v たとえば同性婚をしたフランス人の牧師など。

- 「In French first, same-sex Protestant pastors get married」 https://www.france24.com/en/live-news/20210726-infrench-first-same-sex-protestant-pastors-get-married (2021年8月27日閲覧)
- vi 「女性の自己決定権」と「(しょうがいの有無を問わない) 胎児の生命権」の相克については井上と加藤の 論争(江原由美子編『生殖技術とジェンダー』収録) があり、軽々に結論を出せるものではない。
- vii 「胎児が重度の精神または身体の障害の原因となる疾病または欠陥を有しているおそれが著しいと認められるもの」という事由を人工妊娠中絶の適応事由として加えること。
- viii 「新型出生前診断 条件付きで全年齢に対象拡大案 22 年春以降実施へ」(1/31 (月) 21:36 配信) 毎日新聞の記事によると「特定の疾患の排除や命の選別を助長する恐れがあり、慎重な運用が求められる」とある。

https://news.yahoo.co.jp/articles/4bfb1b8358e2fe1aac59fc09e509d04549626b0c

(2022年2月12日閲覧)

ix https://jp.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021

(2022年2月12日閲覧)

x ILGA World によると 2020 年 12 月現在、少なくとも 60 以上の国と地域で同性愛は違法である。

https://ilga.org/map-sexual-orientation-laws-december-2020(2022 年 2 月 10 日閲覧)

- xi この事例については小林(2021) p16-30 が詳しい。
- xii このような表現は、質的心理学における、やまだようこによる記述に影響を受けての表現である。たとえば、やまだ (2002) は、多くのイメージ画の分析の過程で「個々人が描いたイメージは他のイメージと補完したり響きあったり対照したりして大きな織物のなかに位置づけることができる」(やまだ 2002:120) と述べている。
- xiii ホールが提唱したディアスポラ・アイデンティティは 本稿でこれまで取り上げてきた先行研究における「変 容する過程としてのアイデンティティ」という捉え方 に大きな影響を与えている。
- xiv Tokyo Rainbow Pride 参照。 https://tokyorainbowpride.com/ (2022 年 2 月 12 日閲覧)

参考・引用文献

秋富創 (2018)「社会的弱者・マイノリティ研究についての一視角 (1) - グローバリゼーション・国民統合・中間団体 - 」『青山学院女子短期大学紀要』第72 輯,35-48. 稲原美苗 (2020)「障害はどのような経験なのか? 生き

- づらさのフェミニスト現象学」稲原美苗、川崎唯史、中 澤瞳、宮原優編『フェミニスト現象学入門』ナカニシヤ 出版
- 江原由美子編 (1996) 『生殖技術とジェンダー』勁草書房. 岩間暁子・ユ ヒョヂョン編 (2007) 『マイノリティとは何か-概念と政策の比較社会学-』ミネルヴァ書房.
- 上野千鶴子(1988)『女遊び』学陽書房.
- 上野千鶴子(1995)「複合差別論」『岩波講座現代社会学 15 差別と共生の社会学』岩波書店.(再録:上野千鶴 子(2015)『差異の政治学:新版』岩波書店,357-395.)
- 葛西真記子・小渡唯奈 (2018)「『性の多様性を認める態度』を促進する要因 セクシュアルマジョリティへのインタビュー調査 」『鳴門教育大学研究紀要』第33巻、50-59.
- 葛西真記子 (2019)「マイノリティ共感 (Inter-minority Empathy)-「性の多様性を認める態度」に関連する要因」 『鳴門教育大学研究紀要』 34,136-141.
- 川橋範子・黒木雅子 (2004) 『混在するめぐみ:ポストコロニアル時代の宗教とフェミニズム』 人文書院.
- 川橋範子 (2016)「フェミニスト人類学がまなざす女性と 宗教」川橋範子・小松加代子編『宗教とジェンダーの ポリティクス』昭和堂.
- 工藤万里江(2022)『クィア神学の挑戦-クィア、フェミニズム、キリスト教』新教出版社.
- 熊本理抄 (2020)『被差別部落女性の主体性形成に関する 研究』解放出版社.
- 小林昭博(2021)『同性愛と新約聖書:古代地中海世界の 性分化と性の権力構造』風塵社.
- 佐々木那津・津野香奈美・日高結衣・安藤絵美子・浅井裕美・櫻谷あすか・日野亜弥子・井上嶺子・今村幸太郎・渡辺和広・堤明純・川上憲人(2021)「日本人女性労働者の就労上課題となる生物心理社会的な要因、制度利用状況、期待する職場での研究テーマのニーズ:患者・市民参画(PPI: Patient and Public Involvement)の枠組みを用いたインターネット調査による横断研究」『産業衛生学雑誌』63(6),275-290.
- 清水晶子(2021)「『同じ女性』ではないことの希望-フェミニズムとインターセクショナリティ」岩渕功一編『多様性との対話』青土社.
- 白石雅紀・酒井美里・戸田有一(2021)「複合マイノリティに関する諸課題の検討-ムスリム SOGI マイノリティ-」『東京未来大学研究紀要』第15号,79-92.
- 立岩真也 (2019) 『弱くある自由へ:自己決定・介護・生 死の技術 増補新版』青土社.
- 田島靖則 (2006) 「生命主義とキリスト教 米国の中絶論 争に学ぶ - 」『ルーテル学院研究紀要』 No. 40,19-30.
- 店田廣文・岡井宏文 (2015) 「日本のイスラーム ムスリム・コミュニティの現状と課題」 『宗務時報』 119, 1-22. 中村敏子 (2021) 『女性差別はどう作られてきたか』 集英

社新書.

- 萩野美穂(2014)『女のからだ:フェミニズム以後』岩波 書店.
- ベティ・フリーダン著,三浦冨美子訳(1965)『新しい女性の創造 改訂版』大和書房.
- 堀江有里(2006)『「レズビアン」という生き方:キリスト 教の異性愛主義を問う』新教出版社.
- 堀江有里(2015)『レズビアン・アイデンティティーズ』 洛北出版.
- やまだようこ(2002)「現場心理学における質的データからのモデル構成プロセスー『この世とあの世』イメージ画の図像モデルを基に」『質的心理学研究』第1号,107-128
- 横田弘(2016)『障害者殺しの思想 増補新装版』現代書 館.
- Bloom, Paul (2016) <u>Against Empathy: The Case for Rational</u> <u>Compassion</u>, Harper Collins Publisher. (= 2018, 高橋洋訳『反共感論:社会はいかに判断を誤るか』白揚社.)
- Butler, Judith(1990) Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity, Routledge.(= 2018, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』 青土社.)
- Butler, Judith (2015) <u>Notes Toward a Performative Theory of Assembly</u>, Harvard University Press. (= 2018, 佐藤嘉幸・清水知子訳『アセンブリ:行為遂行性・複数性・政治』青土社.)
- Crenshaw, Kimberle (1991) Mapping the Margins: Intersectionality, Identity Politics, and Violence against Women of Color, Stanford Law Review, Vol. 43, No. 6 (Jul., 1991), pp. 1241–1299.
- Ekins, Richard & King, Dave (2006) <u>The Transgender Phenomenon, SAGE Publications.</u>
- Fone, Byrne (2000) <u>Homophobia: A History</u>, Picador USA, Metropolitan Books.
- Fukuyama, Francis (2018) <u>Identity: The Demand For Dignity</u>
 <u>And The Politics of Resentment</u>, Farrar, Straus and Giroux.
 (= 2019, 山田文訳『IDENTITY』朝日新聞出版.)
- Gilroy, Paul (1987) <u>There Ain't No Black in the Union Jack</u>, Routledge, Routledge Classics Edition 2002. (= 2017, 田中東子・山本敦久・井上弘貴訳『ユニオンジャックに黒はない:人種と国民をめぐる文化政治』月曜社.)
- Hall, Stuart (2017) The Fateful Triangle: Race, Ethnicity, Nation, Harvard University Press.
- Hall, Stuart & Schwarz,Bill (2018) <u>Familiar Stranger: A Life</u> <u>between Two Islands</u>, Penguin. (= 2021, 吉田裕訳『親密 なるよそ者: スチュアート・ホール回想録』人文書院.)
- Hall, Stuart (2019) <u>Essential Essays Volume1: Foundations of</u> Cultural Studies, Duke University Press.
- Hall, Stuart (2019) <u>Essential Essays Volume2</u>: <u>Identity and Diaspora</u>, Duke University Press.

- Hill Collins, Patricia & Bilge, Sirma(2020) <u>Intersectionality</u>,Polity Press. (=2021, 小原理乃訳, 下地ローレンス吉孝監訳『インターセクショナリティ』人文書院.)
- Hoffman, Martin(2000) Empathy and Moral Development: Implications for Caring and Justice, Cambridge University Press.
- Kenny, Michael (2004) <u>The Politics of Identity: Liberal Political Theory</u> and the Dilemmas of Difference, Polity Press. (=2005, 藤原孝・山田竜作・松島雪江・青山円美・佐藤高尚監訳『アイデンティティの政治学』日本経済評論社.)
- Lim, Daniel & Desteno David (2016) <u>Suffering and Compassion</u>: The Links Among Adverse Life Experiences, Empathy, <u>Compassion</u>, and <u>Prosocial Behavior</u>, Emotion. Advance online publication.
- Lauretis, Teresa de (1991) Queer Theory: Lesbian and Gay Sexualities An Introduction, Differences: A Journal of Feminist Cultural Studies 3.2.
- Procter, James(2004)<u>Stuart Hall</u>, Routledge (= 2006, 小笠原博毅訳『スチュアート・ホール』青土社.)
- Wester, Emelie (2017)<u>Between Allah and Me: God Is the Judge</u>, Uppsala University, Sweden, Master Thesis.
- Young, Iris Marion (1990) Justice and the Politics of Difference, Princeton University Press. (= 2020, 河村真実・山田祥子訳, 飯田文雄・苅田真司・田村哲樹監訳『正義と差異の政治』法政大学出版局.)
- Zaki, Zamil (2019) <u>The War for Kindness: Building Empathy in a Fractured World</u>, Broadway Books New York. (=上原 裕美子訳『スタンフォード大学の共感の授業: 人生を変える「思いやる力」の研究』ダイヤモンド社.)
- *英字文献の翻訳は邦訳書を参照した。

謝辞

本論文の査読をしてくださった先生方、ならびに本学の 保育・教職センター紀要委員会の先生方に心より感謝を 申し上げます。また、本論文の作成にあたり貴重なご意見 をたまわりました、長澤貴先生(鈴鹿大学短期大学部)、 葛西真記子先生(鳴門教育大学)、東田全央先生(淑徳大 学)にも、心より御礼を申し上げます。

なお、本研究は JSPS 科研費 22K02016 の助成を受けた ものです。

> (しらいし まさのり) 東京未来大学 (とだ ゆういち) 大阪教育大学